

板橋区職員の懲戒処分の公表について

「板橋区職員の懲戒処分等公表基準」（平成15年7月1日施行）に基づき、地方公務員法上の懲戒処分について、下記のとおり公表する。

記

1 平成30年8月23日付

(1) 停職

①自己所有ではない自転車の無断使用

| | |
|-------|---|
| 被処分者 | 主事 34歳 |
| 事案の内容 | 被処分者は、平成30年6月22日（金）の夜、区内の飲食店で同僚と飲酒し、埼京線で帰宅途中に気分が悪くなったため、浮間舟渡駅で下車し、ホームで寝ていた。その後、終電が無くなり浮間舟渡駅から徒歩で帰宅途中、通りかかったコンビニエンスストアの駐輪場にあった無施錠の自転車を持ち去った。翌23日（土）午前1時50分頃、戸田橋付近で警察官に職務質問を受け、窃盗の容疑で志村警察署に連行され、事情聴取を受けた。 その後、平成30年8月17日付で不起訴処分となっている。 |
| 処分の内容 | 停職 2月間 |
| 発令年月日 | 平成30年8月23日 |
| 根拠規定 | 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号 |